

安全報告書

西鉄バス大牟田株式会社

2021年度

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

弊社におきましては、「最も優先されるのはお客様の安全である」を決して忘れず輸送の安全に関して以下の取組みを行っています。

西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2. 2020年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

2-1 輸送の安全に関する目標

2020年度の輸送の安全に関する目標は、バス事業における総合安全プラン2020に基づき、下記のとおり定めております。

- ①有責事故 2件以下
- ②有責死亡事故 ゼロ
- ③有責人身事故 1件以下(2017年度対比36.4%減)
- ④飲酒運転による運行 ゼロ
- ⑤重大有責事故 前年実績以下
- ⑥横断歩道上の歩行者との有責事故 ゼロ
- ⑦乗務中の携帯電話に関する不祥事 ゼロ

(①,⑤,⑥,⑦については西鉄バスグループ独自目標)

2-2 目標の達成状況

2020年度の輸送の安全に関する目標の達成状況は下記のとおりです。※西日本鉄道(株)管理受託路線含む

目標	達成状況
1. 有責事故の削減 2件以下	2件 (前年度比 ±0件 達成)
2. 有責死亡事故 ゼロ	0件 (前年度比 ±0件 達成)
3. 有責人身事故 1件以下	0件 (前年度比 ±0件 達成)
4. 飲酒運転 ゼロ	0件 (前年度比 ±0件 達成)
5. 重大有責事故 前年実績以下	0件 (前年度比 ±0件 達成)
6. 横断歩道上の歩行者との有責事故 ゼロ	0件 (前年度比 ±0件 達成)
7. 乗務中の携帯電話に関する不祥事 ゼロ	0件 (前年度比 ±0件 達成)

3. 2020年度 事故に関する統計

事故件数(2020年度)

事故種別	件数
車両人身事故	0件(前年度比 ±0件)
乗客負傷事故	0件(前年度比 ±0件)
合計	0件(前年度比 ±0件)

※上記は自動車事故報告規則第2条に基づく重大事故件数です。(弊社に責任のない事故件数を含む)

4. 2020年度 輸送の安全のために講じた措置

4-1 輸送の安全に関する重点施策とその取組み状況(2020年度)

2020年度輸送の安全に関する重点施策を下記のとおりとし、取組みを行いました。

(1) 安全体質の底上げ

- ① 確実な確認 ⇒ 正しい判断 ⇒ 基本通りの操作の遵守
- ② 遅延による先急ぎの心理を抑える、3秒ルール(高速道路は4秒)の徹底
- ③ 安全を最優先にする意識の植え付け
 - ・3秒ルール(高速道路は4秒)の徹底(着席確認、後退時の安全確認、前車との車間距離確認)
 - ・交差点右左折時は横断歩道手前で一旦停車、指差を用いての「探し出す」確認の実行
 - ・経験の浅い乗務員を対象にした外部講師による研修への参加(テーマ「安全を最優先にする」)

(2) 完全輸送運動の積極的展開

- ① テーマを設定した、グループ討議の実施
 - ・外部講師による幹事(乗務員)研修への参加
 - ・ドライブレコーダーを活用した事故討議
- ② ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用
 - ・路線図とヒヤリハット確認シートを組み合わせたヒヤリハットマップの作成
- ③ 改善提案の推進
- ④ 新型コロナ感染拡大防止のため、実感訓練に特化した屋外での常会の実施

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

- ① 事故分析結果を活かした指導・教育
 - ・通信型ドライブレコーダーのリアルタイム映像を活用した指導・教育
 - ・西鉄バスグループ内における事故映像等の迅速な情報共有
- ② 個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進
 - ・事故惹起者等への再発防止を目的とした個人面談・継続的指導・教育
 - ・適性診断結果を活用した継続的な乗務員指導
- ③ 運行管理者の力量向上の推進
 - ・運行管理者力量向上計画表の作成および計画の実施
 - ・過去の重大有責事故現場を訪れ、次の世代への継承と、風化させないための指導・教育を実践
 - ・事故事例等に関する情報提供(各会議体、通達・警報の活用)

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

- ① 運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育
 - ・体調に異変を感じた時は、決して無理をせず安全な場合への停車を指導・教育
- ② 乗務前確認事項を活用した点呼時の健康状態および前日の睡眠状況の確認
- ③ 平時の疾病(リスク)の把握、管理
 - ・2次検診者への早期受診の促進及び受診経過の確認
- ④ 58才に達した高速バス乗務員に頸部エコー検査を導入
- ⑤ 新型コロナの感染拡大防止の取組み
 - ・出勤前に自宅での検温、点呼時の検温および結果確認、常時マスク着用の徹底
 - ・運転席・管理室・食堂・休憩室等に仕切りカーテンやアクリル板を設置
 - ・事業所内でのキープディスタンスの徹底

4-2 経営トップ・安全統括管理者によるコミュニケーション向上を目的とした職場巡回

毎月1日と17日を職場巡回の日と定め、職場の従業員と対話することでコミュニケーションの向上と安全意識の浸透に努めています。

5. 内部監査の結果ならびに講じた措置

2020年度においては、「安全の確保」を第一の使命とする基本方針に基づいて、安全管理体制が効果的・適切に機能しているか等、安全監査実施規程に基づき実施しました。

尚、監査において指摘された不適合内容はありませんでした。

6. 2021年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

6-1 輸送の安全に関する目標

2021年度の輸送の安全に関する目標は、バス事業における総合安全プラン2025に基づき、下記項目を定める。

- ①有責事故 1件以下(2020年度削減目標より▲1件)
- ②有責死亡事故 ゼロ
- ③有責人身事故 1件以下(2020年度削減目標同様)
- ④有責乗客負傷事故 1件以下【特に貸切はゼロ】
- ⑤飲酒運転による運行 ゼロ
- ⑥重大有責事故 ゼロ
- ⑦横断歩道上の歩行者との有責事故 ゼロ
- ⑧乗務中の携帯電話に関する不祥事 ゼロ

(①、⑦、⑧については西鉄バスグループ独自目標)

6-2 2021年度 輸送の安全に関する重点施策

2021年度の輸送の安全に関する重点施策は下記のとおりです。

(1) 安全体質の底上げ

- ①確実な確認 ⇒ 正しい判断 ⇒ 基本通りの操作の遵守
- ②遅延による先急ぎの心理を抑える、3秒ルール(高速道路は4秒)の徹底
- ③災害への平時の備えおよびルールに基づいた対応の遵守

(取組みの例示)

- ・常会等において各通達及び乗務の手引き、乗務員教則用DVDや災害発生時のドライブレコーダー映像を基に、安全に対する指導・教育を積極的に継続して行うことで、安全体質の底上げを図る
- ・異常気象等による災害が予想される時は、事前に可能な限りの情報を積極的に収集し、最新の情報を通信型ドライブレコーダー等で確認の上、的確な指示を行う

(2) 完全輸送運動の積極的展開

- ①テーマを設定した、グループ討議の実施
- ②ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用
- ③改善提案の推進

(取組みの例示)

- ・常会年間スケジュールを立案し、自主的な運営内容を明確にすることで、完全輸送運動を積極的に展開する

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

- ①事故分析結果を活かした指導・教育
- ②個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進
- ③運行管理者の力量向上の推進

(取組みの例示)

- ・個人別ドライブレコーダーチェックリスト、安全フォローアップ等を活用し、イエローストップおよび交差点右左折時の一旦停車・3秒ルール(高速道路は4秒)の遵守状況を効率的に確認し、未実施者へ改善を指導

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

- ①運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育
- ②乗務前確認事項を活用した点呼時の健康状態および前日の睡眠状況の確認
- ③平時の疾病(リスク)の把握、管理
- ④効果的な検査の積極導入(脳MRI・MRA・頸部エコー検査等)
- ⑤歩こう会等実施による健康促進に関する取組みの推進

(取組みの例示)

- ・健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を毎月把握
- ・新型コロナ感染拡大防止の取組みの実施(乗務員の出勤前の検温、点呼時の検温および結果確認 等)

また弊社では、事故防止の検討・情報の共有化施策として、下記のとおり各種会議体を開催し、輸送の安全に関する情報伝達やコミュニケーションの確保を図ってまいります。

(1) 年間スケジュール

	西鉄グループ	西鉄バス大牟田
4月	バス専門部会	
	事故防止・飲酒運転防止研修会	
5月	西鉄安全統括管理者による全事業所職場巡回	
6月	西鉄バスグループ完全輸送運動大会	
	西鉄バスグループ安全推進大会	
7月	事故防止・飲酒運転防止研修会	
8月	西鉄グループ飲酒運転撲滅大会	
9月	事故防止・飲酒運転防止研修会	
10月	バス専門部会	
	西鉄安全統括管理者による全事業所職場巡回	
11月	ドライバーズコンテスト	
	西鉄グループ安全推進大会	
	事故防止・飲酒運転防止研修会	
	西鉄グループバスジャック対応訓練	
12月	西鉄グループバスジャック対応訓練	
1月	安全祈願・西鉄自動車事業本部全体役付会議	
2月	事故防止・飲酒運転防止研修会	
3月		

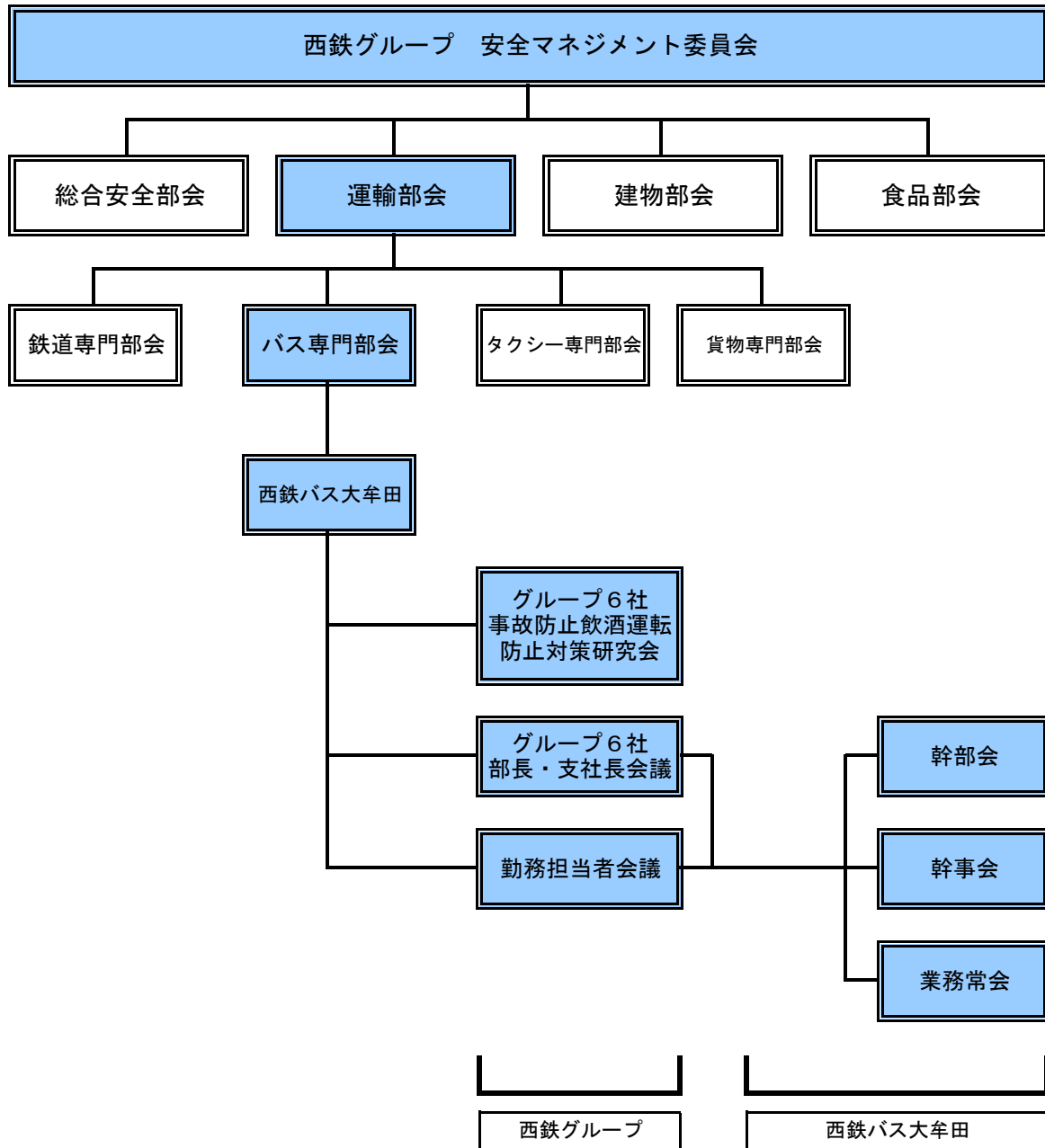
(2) 恒常的な1カ月のスケジュール

	西鉄グループ	西鉄バス大牟田
上旬	飲酒運転撲滅強調の日・完全輸送運動強調の日巡回（1日）	
中旬	グループ6社 部長・支社長会議	
	安全管理委員会	
	安全の日巡回（17日）	
下旬	勤務担当者会議	
	グループ6社 事故防止飲酒運転防止対策研究会	
		幹部会
		幹事会
		常会

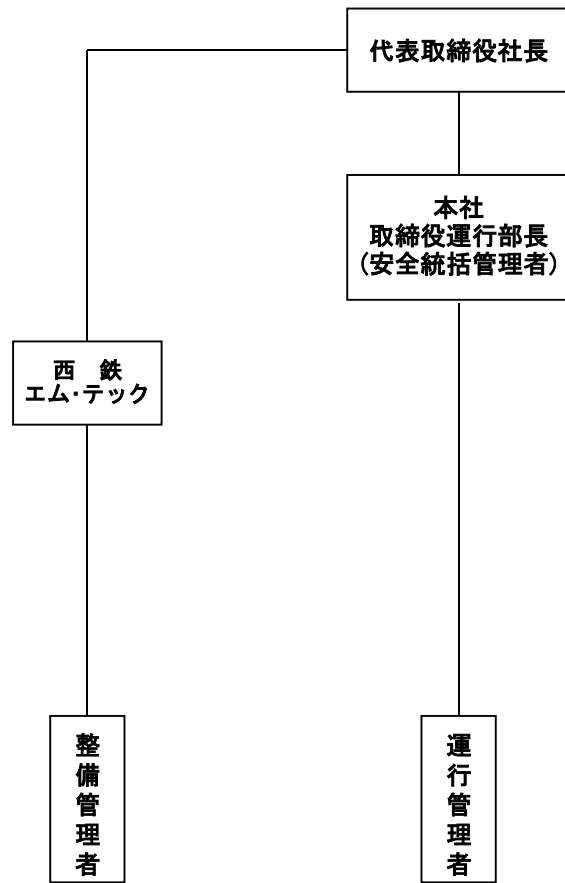
※上記のほか、3が付く日は、「3S運動強調日」、4が付く日は、「携帯電話取扱い確認強調の日」に制定しております。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

7-1 西鉄バスグループにおける安全マネジメント体制



7-2 組織体制および指揮命令系統図



8. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

8-1 乗務員への教育・研修

①西鉄バス研修センターでの教育・研修

研修カリキュラムを策定し、計画的に下記の教育・研修を実施しています。

- 乗務員教育の年間計画を作成し、新人運転士研修や高速・貸切バス運転士研修等を実施しています。
- 入社して6ヶ月、1～5年目の研修までは毎年、その後は3年に一度の適性診断及び運行前の車両点検・車両特性・車内動揺体験を実施。また、車庫入れ・狭路・S字走行訓練等の基本操作・基本走行の再徹底を行っています。
- 事故惹起者については、惹起した事故の内容により、2日間事故惹起者研修、もしくは7日間事故惹起者研修を実施しております。また再発防止に向けた取組みとして新たにフォローアップ特別研修を設け、事故惹起者研修後に3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月とフォローアップ特別研修を行い、事故惹起者の事故再発防止に取り組んでいます。
- 指導員のスキルアップのため、指導員同士での実感訓練ならびに指導要領の討議を行う勉強会を毎月2回実施しております。

②事業所での指導・教育

- イエローストップ・交差点右左折時の一旦停車、3秒ルール(高速道路は4秒)を決められたとおりに実施しているかをチェックするため、街頭での定点観測や管理者による添乗指導を行い、指導の強化を図っています。また、ドライブレコーダー映像を活用した事故の討議や個人の運転特性に適した指導を適宜実施しています。
また、毎月「飲酒運転撲滅運動・3S運動・携帯電話取り扱い確認」強調の日を制定し、継続した指導の実践をしています。
- グループ常会において、運行中の事故や事件、災害等が発生した場合を想定した実感訓練を実施し、緊急事態への初動対応についての知識と理解を深める取組みを行っています。

8-2 管理者への教育

管理者の指導力、対応力の向上を図るため、西鉄バスグループ全体で開催される、会議および研修会等に積極的に参加し、管理能力のレベルアップを図っています。

8-3 合同研修等への参加

運行管理者、乗務員が一体的に安全性向上に取り組むため、西鉄バスグループで開催される研修会等に参加しています。

- ①事故防止・飲酒運転防止研修会
 - ②西鉄バスグループ安全推進大会
 - ③西鉄バスグループ完全輸送運動推進大会
 - ④西鉄バスグループバスジャック等緊急事態対応訓練
- ※2020年度 ②～④は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

その他、必要に応じ、適宜実施することで安全意識の向上を図ってまいります。

9. 安全統括管理者

運行部長 村松 進悟

10. 安全管理規程

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について
(2021年3月31日現在)

主たる事務所住所 大牟田市白金町63番地

事業所名 西鉄バス大牟田株式会社

代表者氏名・役職 代表取締役社長 財部 幸司

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(年)		搭載車両導入台数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブレコーダー	デジタル式運行記録計	ASV	
大型	5	2005	2007	5	5	0	観光輸送(昼間)
中型							
小型							
任意保険の等の加入状況 (補償額)		対人保険	無制限	対物保険	無制限		

○人員体制に関する情報

	正規雇用	正規雇用以外	合計		
	運転者	5	0	5	
社会保険等 加入者		健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
	5	5	5	5	
運行管理者	4				
整備管理者	2				

安全管理規程

制定 平 20. 6. 2

実施 平 20. 6.20

第1章 総則

(目的等)

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規程のほか、関係法令及び関連規定に定める。

第2章 輸送の安全確保に関する基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 社長及び自動車担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ 安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 - 4 管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第1項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。
 - (1) 運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側とも常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。
 - (2) 委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。
 - (3) 受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。
 - (4) 受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。

第3章 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

- 第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。
 - 3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。
 - 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。
 - 5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

- 第4条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者

- 2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。
- 4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

第4章 輸送の安全確保に関する管理の方法

(重点施策の実施)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

(事故防止対策の検討及び情報の共有)

第8条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

(事故、災害等に関する報告及び対応)

第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

(教育及び研修)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

(内部監査)

第11条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第12条 安全の輸送に関する施策、事故・災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ「安全報告書」として外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置又は予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については別に定めるものとする。

(規程の見直し)

第14条 本規程は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から実施する。

平成20年 6月20日、一部改正